

君津市君津東地区民生委員児童委員協議会規約

(名称)

第1条 本会は、民生委員法第20条に基づく民生委員協議会で「君津市君津東地区民生委員児童委員協議会」と称する。また厚生省児童家庭局長通知により民生委員協議会ごとに組織するとなっている児童委員協議会を兼ねるものとする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、君津市社会福祉協議会内におく。

(目的)

第3条 本会は、民生委員法第24条に定める任務の遂行と、民生委員協議会・児童委員協議会の健全な運営ならびに研修と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、君津市君津東地区民生委員児童委員(以下会員という)をもって構成する。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。役員は選考委員会委員を兼ねる。

会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名

(役員の任期と選任)

第6条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 民生委員法施行令第11条の規定にある会長の任期に関しては、1年ごとの選任はせず、3年間承認したものとして扱う。

3 次期役員の選任については選考委員会で推薦し、定例会で承認を得る。

4 補欠により選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を司る。

4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、毎月定例会を開催し、必要あるときは臨時に開催することができる。

2 会議は原則として、全員出席するものとする。

3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費及び会計年度)

第9条 本会の経費は、君津市民生委員児童委員活動費等をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(互助)

第10条 会員の互助事業を実施する。互助規定は別に定める。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更しようとするときは、会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

(施行期日) この規約は、令和元年12月1日から施行する。

(規約の廃止) 君津東地区民生委員協議会規約(平成20年4月1日施行)は廃止する。